

大垣市土地開発事業の調整に関する要綱に基づく  
事前協議申出書の記載について

大垣市土地開発事業の調整に関する要綱に基づく「土地開発事業事前協議申出書」の作成については、次の各事項にご留意のうえ提出されますようお願いいたします。

記

- 1 事前協議申出書は、申出書、添付図面の順に編綴し、全体としてA4判の規格となるようにすること。
- 2 「土地開発事業名」欄は、当該土地開発事業に係る固有の事業名称を記載すること。
- 3 「開発区域の位置」は、市名のほか、町、字、小字名等及び地番まで記載すること。  
なお、地番は、当該事業完成後に常置する管理事業所の予定位置等の代表地番を記載すること。
- 4 「事業の種別」欄は、住宅用宅地造成、別荘用宅地造成、工場用地造成、ゴルフ場造成、スキー場造成等の別を記載すること。
- 5 「工事予定期間」欄は、工事の予定始期及び予定終期を記載すること。なお、第1期工事、第2期工事等、数期に分割して施行する計画の場合にあっては、全体としての工事予定期間のほか、各期ごとの工事予定期間も記載すること。
- 6 事業計画概要書には、次の事項を記載すること。  
計画の概要(任意様式)  
事業の目的、開発区域の現況、土地取得の方式、土地の利用計画その他の概要を簡明に記載すること。
- 7 事前協議に係る添付図書は、A3判の規格(コピーでも可)とし、次により作成すること。
  - (1)開発区域位置図  
方位、開発区域の境界、主要道路からの経路及び主要河川までの排水経路を明示すること。なお、道路と河川等にはその種別及び名称を明示すること。
  - (2)開発区域現況平面図  
方位、開発区域の境界並びに開発区域及びその周辺における地形を示す等高線、公共的施設の所在位置、名称及び法令による規制区域等を明示すること。
  - (3)土地利用計画図  
方位、等高線、開発区域の境界、公共施設の位置、名称、形状、予定施設の敷地の形状、用途、公益的施設の位置、樹林地等緑地計画並びに排水計画等を明示すること。地区外施設(進入道路改良、排水路改修等)を設ける場合は、予定施設の計画を明示すること。